新規事業所登録

健康企業宣言システム「新規事業所登録」について

- ・事業所が健康企業宣言システムを初めて利用する場合は、専用のログインページより必要な情報を入力し、 新規事業所登録の手続きを行います。
- ・新規事業所登録の手続きでは加入している健保組合の「保険者番号」「事業所記号」等の情報が必要です。 ※手続き中「@kenpo.gr.jp」より「仮ID発行通知」メールが送信されますので、受信できるようにしてください

新規事業所登録

1. 健康企業宣言システムの新規事業所登録画面にアクセスします。

https://www.kprt.jp/HCD/fstlogin/first_login.asp

- 2. 新規事業所登録画面より必要な情報を入力し「仮ID発行」ボタンをクリックします。 ※[保険者番号][事業所記号]が不明な場合は、加入している健保組合にお問合わせください ※[保険者番号]を入力すると入力欄下部に健保組合名が表示されますので、お間違えないか ご確認ください
 - ※当画面で入力した[発行用メールアドレス]宛に「仮ID発行通知」メールが送信されますので 内容をご確認ください



- 3. ログイン画面に遷移しますので、受信したメールにある「仮ID」「仮パスワード」を入力し 「ログイン」ボタンをクリックします
 - ※「仮ID」の有効期限は発行より**24時間**です。24時間以内に本ログイン処理をしてください 24時間を超えた場合は、手順1.より手続きし直してください



4. ログインすると以下TOPページが表示されます。



新規事業所登録の手続きがすすまない等ありましたら、加入している健保組合へお問合わせください。

※IDの発行より30日申請がされない場合、IDが削除されます。 削除された場合は、本紙「1」より再度お手続きください。